

令和2年度定期監査（第3回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和6年9月25日現在）

- 1 監査の期間 令和2年11月30日から令和3年2月25日まで
- 2 監査対象年度 令和2年度事務（令和2年10月31日現在）。ただし、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和元年度事務を含む。

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置の内容又は措置方針等	措置分類
(1) 魚類市場では関連商品売場棟などに市場関係者が自動販売機16台を設置しているが、設置許可の手続きがなされていない。	産業局 中央卸売市場 魚類市場	指摘のあった自動販売機については、令和2年度定期監査時点では計16台あったが、市場の再整備や組合の解散に伴い、8台は撤去している。 残りの8台については、自動販売機設置場所の工事が完成し、市場関係者との協議が整ったことから、行政財産目的外使用許可の手続きを行ったところである。 (通知受理日:令和6年9月12日)	措置済